

群馬県農地集約化促進事業の推進方針

令和 8 年 4 月 8 日

群馬県農政部農業構造政策課

本事業を効果的に活用することにより、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別記 2 の第 9 の 2 の規定に基づく推進方針を定める。

1 重点的に推進する地域

地域計画が策定されており、農地中間管理事業を重点的に実施する地域又は基盤整備事業が実施中若しくは計画中であって、農地の集積・集約化の促進が見込まれる地域

2 推進方法

地域の特性や実情に合わせて関係機関や団体が一体となり、地域の話合いと連動し、本事業の推進を図る。

3 推進体制

担い手への農地集積・集約化は、農地中間管理機構並びに市町村及び市町村農業委員会が中心となり、県域及び地域における関係機関と連携することが重要である。

そのため、関係機関と連携のもと、農業農村振興計画 2030 に掲げる地域計画の実現に向けた伴走支援の取組の一部として関連事業の推進を図っていく。

